発行定日　毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〈告　示〉

○森林病害虫等防除法第三条第一項第四号の命令の内容となる事項の公表（森林保全課）　一

○道路の位置指定（建築課）　一

〈公　告〉

○公共測量の終了の通知（用地対策課）　二

○開発行為に関する工事の完了（建築課）　二

○右　同　三

○右　同　三

告　示

奈良県告示第十三号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第四号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成十七年四月五日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　区域及び期間

1　区域　吉野郡吉野町及び下市町の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課並びに吉野町役場及び下市町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2　期間　平成十七年五月二十日から同年六月三十日まで

二　森林病害虫等の種類

松くい虫

三　行うべき措置の内容

森林病害虫等の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。

四　命令をしようとする理由

一の1に掲げる区域（以下「当該区域」という。）の松林に松くい虫の被害が発生しており、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、当該区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

五　その他必要な事項

1　三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2　三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する市町村長及び農林振興事務所長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3　三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する市町村長及び農林振興事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

4　知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

5　知事は、4の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

奈良県告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県桜井土木事務所長から報告があった。

平成十七年四月五日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　指定の場所（平成十七年三月二十二日現在の地番による。）
　桜井市大字阿部六五八番ノ二及び六五八番地ノ三二の各一部
二　申請者氏名　株式会社シティホーム　代表取締役　田中昭治
三　申請者住所　香芝市今泉九八番ノ一
四　道路の幅員　四・五〇メートル
五　道路の延長　二九・三七メートル
六　指定年月日　平成十七年三月二十五日
七　指定番号　桜土第一六〇七号

公　告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

平成十七年四月五日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　測量の目的　公共測量（木津川砂防管内（名張市ほか）基盤地図データ作成業務）
二　測量の地域　木津川砂防管内のうち山辺郡都祁村、宇陀郡榛原町及び室生村
三　測量の終了年月日　平成十七年三月十日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十七年四月五日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　許可番号
　平成十六年七月五日第七四－四二号
　平成十六年十月十二日第七四－四二－一号
二　検査済証番号
　開発行為に関する工事の検査済証　平成十七年三月二十八日第六二〇七号
　公共施設に関する工事の検査済証　平成十七年三月二十八日第三九四九号
三　開発区域に含まれる地域
　香芝市逢坂五丁目三〇七番地ノ一、三〇七番地ノ五、三〇七番地ノ六、三〇七番地ノ七、三一三番地ノ一、三一三番地ノ三、三一三番地ノ四及び三一三番地ノ五
四　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　香芝市逢坂四丁目九六四番地
　奥山礒信
五　公共施設の種類、位置及び区域
　道路　香芝市逢坂五丁目三一三番地ノ四及び三一三番地ノ五

一　許可番号
　平成十六年十二月二十七日第七四－一六四号
　平成十七年三月九日第七四－一六四－一号
二　検査済証番号
　開発行為に関する工事の検査済証　平成十七年三月二十八日第六二〇八号
　公共施設に関する工事の検査済証　平成十七年三月二十八日第三九五〇号
三　開発区域に含まれる地域
　磯城郡田原本町大字鍵六五番地ノ一及び六六番地ノ一
四　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　桜井市大字芝一〇二九番地ノ一
　三幸商事株式会社　代表取締役　松浦眞佐人
五　公共施設の種類、位置及び区域
　道路　磯城郡田原本町大字鍵六六番地ノ一の一部
　下水道　磯城郡田原本町大字鍵六六番地ノ一の一部

一　許可番号
　平成十七年一月二十四日第七四－一五九号
二　検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証　平成十七年三月二十八日第六二〇六号
公共施設に関する工事の検査済証　平成十七年三月二十八日第三九四八号
三　開発区域に含まれる地域
香芝市狐井三六七番地ノ一、三六八番地ノ四、三六九番地ノ一二及び三六九番地ノ一三
四　開発許可を受けた者の住所及び氏名
香芝市北今市四丁目三二六番地ノ一
株式会社大和ハウジング　代表取締役　山中伸晃
五　公共施設の種類、位置及び区域
道路　香芝市狐井三六七番地ノ一の一部、三六八番地ノ四、三六九番地ノ一二及び三六九番地ノ一三
水路　香芝市狐井三六七番地ノ一の一部

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。
平成十七年四月五日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　許可番号
平成十六年八月五日高土第一六―一一号
平成十七年三月十四日高土第一六―一一―一号
二　検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証　平成十七年三月二十四日高土第六三〇号
三　開発区域に含まれる地域
香芝市狐井一七二番地ノ四の一部及び一七二番地ノ六
四　開発許可を受けた者の住所及び氏名
香芝市狐井六三六番地
赤土進啓

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県桜井土木事務所において閲覧できます。
平成十七年四月五日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　許可番号
平成十七年二月十八日桜土第三七―二三号
二　検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証　平成十七年三月二十五日桜土第五六―二二号
公共施設に関する工事の検査済証　平成十七年三月二十五日桜土第五七―五号
三　開発区域に含まれる地域
桜井市大字大福六四四番地ノ一の一部
四　開発許可を受けた者の住所及び氏名
桜井市大字大福六五六番地
中島敏子
五　公共施設の種類、位置及び区域
道路　桜井市大字大福六四四番地ノ一の一部

【定　価】　一か月　二千三百円　　一部売り　一枚につき三十円（共に、送料別）

発　行
奈　良　県
奈良市登大路町三〇
電話　〇七四二―二二―一一〇一(代)

印　刷
株式会社　春　日
奈良市三条栄町九―一八
電話　〇七四二―三五―七二二二(代)

本誌は再生紙を使用しています。